

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。  
(国家公務員共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置)  
第二条 平成十八年三月以前の月分の国家公務員共済組合法による年金である給付の額及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

財務大臣 谷垣 禎一  
内閣総理大臣 小泉純一郎

厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十八年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第七十六号

厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十号)の一部の施行に伴い、及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第三十三条第十三項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成九年政令第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表国家公務員共済組合法の項中

厚生年金又は前条第一項の規定により加給年金額がされた退職共済年金(連合会が支給するものに限る)を

、厚生年金保険法

老齢厚生年金又は前条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金(連合会が支給するものに限る)。

、同項

附則第二十八条第

四項 遺族厚生年金

遺族厚生年金又は第一項の規定によりその額が加算された遺族共済年金(国家公務員共済組合連合会が支給するものに限る)。

第七十九条第七項 老齢厚生年金  
老齢加算

第七十九条第七項 又は厚生年金保険法

老齢厚生年金

、前条第一項

に改め、同表昭和六十年国共済改正法の

附則第二十八条第  
四項 又は国民年金等改正  
法  
遺族厚生年金  
、国民年金等改正法  
遺族厚生年金又は第一項の規定によりその額  
た遺族共済年金(国家公務員共済組合連合会  
ものに限る)。

、第一項

が加算され  
が支給する  
に改める。

第三十二条の表国家公務員共済組合法の項中

年金又は前条第一項の規定により加給年金額が  
た退職共済年金(平成八年改正法附則第十六条  
規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支  
のとされたものに限る)。

厚生年金保険法

老齢厚生年金又は前条第一項の規定により加給年金額が  
算された退職共済年金(平成八年改正法附則第十六条  
三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支  
するものとされたものに限る)。

附 則

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

財務大臣 谷垣 禎一  
内閣総理大臣 小泉純一郎

会社法の施行期日を定める政令をここに公布す

政令第七十七号

御 名 御 璽

平成十八年三月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

会社法の施行期日を定める政令  
内閣は、会社法(平成十七年法律第八十六号)  
附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。  
会社法の施行期日は、平成十八年五月一日とす

財務大臣 杉浦 正健  
内閣総理大臣 小泉純一郎